

# 八幡浜地区施設事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

〔 令和元年12月27日  
条 例 第 4 号 〕

改正

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償については、八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年八幡浜市条例第55号）の規定を準用する。この場合において、同条例中「市長」とあるのは「組合長」と、同条例第9条中「八幡浜市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年条例第47号。」とあるのは「八幡浜地区施設事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年条例第5号。」と、別表第3の表を次の表と読み替えるものとする。

等級別基準職務表

給料表	職務の級	基準となるべき職務
行政職給料表	1級	定型的又は補助的な業務を行う職務
	2級	相当の知識又は経験を必要とする職務
医療職給料表(二)	2級	薬剤師
医療職給料表(三)	1級	准看護師、看護師等の職務
	2級	相当の知識又は経験を必要とする看護師等の職務

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。